

教育費に悩んでいる方 生活と健康を守る会の 相談会へ

お気軽にどうぞ

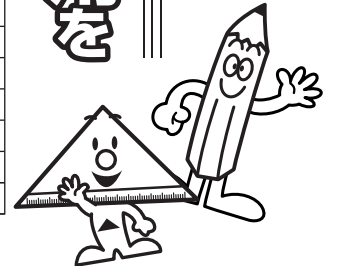


高校生のいる家庭では

小中学生のいる家庭では

高校授業料の減免制度

就学援助制度の活用を



相談会のご案内

*日時

*会場

高校・大学・専門学校の学生には

- 公立高校の授業料や入学金の減免
- 私立高校の入学準備金や授業料の補助
- 日本学生支援機構や県・市などの奨学金、貸付金

入院助産制度

- 安い費用でお産ができる

幼稚園・保育所の保育料の減免

- 収入や税額、家庭の事情によって、保育所や幼稚園などの保育料が安くなる

憲法26条は、小・中学校の義務教育にお金がかからないように定めています。就学援助は、条件にあつていれば入学準備金や学用品費、給食費、医療費などが支給される制度です。高校授業料は、所得によって授業料の減免や補助制度が活用できます。

わが家の子ども3人が就学援助を活用し、給食費や修学旅行費などが出て助かりました。昨年は基準より所得が上回りましたが、認定されました。個々の状況で判断されるから、絶対にあきらめないで申請しましょう。

神奈川県大和市 Y N (47歳)



●2009年度就学援助の支給内容と金額案(年額) <単位:円>

支給項目		小学校	中学校
学用品費	学用品費	11,100	21,700
	体育実技用具費	スキー(小) 25,300、(中) 36,300、柔道(中) 7,300、剣道(中) 50,500	
入学準備金(新入学児童生徒学用品費等)		19,900	22,900
通学用品費		2,170	2,170
通学費		38,200	77,200
修学旅行費		20,600	55,700
校外宿泊を伴わないもの		1,510	2,180
活動費 宿泊を伴うもの		3,470	5,840
給食費		実費	
医療費		トラコーマや中耳炎、虫歯などの6つの学校病の治療費	
日本スポーツ振興センター掛金		小中学校の掛金の2分の1	

【注】表は国の基準です。実際には自治体や学年によって金額が異なります。

*連絡先